

## 高額療養費制度について

- ・70歳未満の方は、カードリーダーでマイナンバーカードを利用して資格情報の取得に同意していただくか、またはオンライン資格確認システムでの限度額適用認定証等の情報の取得に同意していただくと、病院窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。
- ・食事代、診断書料、個室料（差額ベット代）、病衣代等の保険診療外の費用は対象外となります。

### ■ 自己負担限度額

- ・自己負担額は 1ヶ月（1日～月末迄）ごと
- ・入院と外来は別々
- ・当病院と他病院、院外薬局は別々

【所得区分により自己負担限度額は下記のように5段階に分かれます】

適用区分	所得区分	自己負担限度額（1ヶ月ごと・入院/外来別）	食事代
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1% *多数該当 140,100円	1食につき 510円
イ	標準報酬月額 53万～79万円以上	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1% *多数該当 93,000円	1食につき 510円
ウ	標準報酬月額 28万～50万円以上	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1% *多数該当 44,400円	1食につき 510円
エ	標準報酬月額 26万円以下	57,600円 *多数該当 44,400円	1食につき 510円
オ	住民税非課税	35,400円 *多数該当 24,600円	1食につき240円 ※1〔過去1年間の入院が 90日以上は190円〕

\*多数該当：過去12ヶ月以内に既に3回以上高額医療の支給があった場合、4回目から適用されます。

\*注：当院では他の病院での高額医療費の支給は回数に含みません。

※1に該当の方は、ご加入されている保険者にご自身で申請後、受付窓口へご提示下さい。ご提示頂いた月からの適用となります。

### ご注意

□マイナンバーカード、またはオンライン資格確認で区分が確認出来なかった方は「限度額適用認定証」を受付窓口へご提示下さい。ご提示頂いた月からの適用となります。

\*「限度額適用認定証」は事前にご加入されている保険者へ、ご自身で申請が必要となります。

\*申請手続き中等の理由で月末（又は退院日）までに提示できない場合は①番入院窓口にご相談下さい。

\*保険者とは国民健康保険の方は各市町村役場、社会保険の方は協会けんぽ・健保組合・共済組合等です。

□マイナンバーカード、またはオンライン資格確認で区分が確認出来なく、「限度額適用認定証」の提示がない場合は、いったん自己負担分をお支払いしていただきお支払いをした後にご自身で保険者へ高額療養費の払い戻し手続きが必要となります（払い戻しまで約3ヶ月程度かかります）。

ご不明な点がございましたら、①番入院窓口までご相談下さい。